

令和3年9月9日

学部・専攻科・別科生 各位

教務部長 山田 佳弘

新型コロナウイルス感染症対策における対面授業の出席基準

1. 欠席について

以下に該当する場合は、大学への登校は控え、対面授業を欠席してください。

- ① 学生（本人）の感染が判明した場合
- ② 学生（本人）が濃厚接触者と認定された場合（同居者の感染が判明した場合も含む）
- ③ 学生（本人）の同居者が濃厚接触者と認定され、同居者に④の症状がある場合
- ④ 新型コロナウイルス感染の可能性が高い以下の症状がある場合
 - 37.5℃以上の発熱がある。
 - 37.5℃以上の熱がなくても明らかな風邪症状（平熱より明らかに高い熱、咳、強いだるさ、息苦しさ等）がある。
 - 嗅覚障害・味覚障害がある。

2. 欠席連絡について

対面授業の欠席については、K-SMAPYⅡのQ&A機能を利用し担当教員へ連絡してください。（『遠隔授業受講マニュアル（39～41頁）』参照）

また、担当教員への連絡に際しては、「1. 欠席について」の該当する欠席事由を必ず伝えてください。なお、各授業科目の担当教員には、これらの事由による授業欠席への配慮について、教務部からお願いをしています。

3. 出席の再開について

- ① 学生（本人）の感染が判明した場合
感染が判明した日から欠席し、専門医等が快癒を認める等、登校を許可された日から対面授業に出席してください。
※ 感染が判明した場合は、必ず保健室（渋谷03-5466-0148、たまプラーザ045-904-7660）までご連絡ください。
- ② 学生（本人）が濃厚接触者と認定された場合（同居者の感染が判明した場合も含む）
濃厚接触者と認定された日から欠席し、保健所から登校を許可された日から対面授業

業に出席してください。

③ 学生（本人）の同居者が濃厚接触者と認定された場合

同居者に症状がある場合は、同居者が濃厚接触者と認定された日から欠席し、同居者がPCR検査の結果等、陰性と判明した翌日から対面授業に出席してください。なお、同居者に症状がない場合は、欠席する必要はありません。

④ 新型コロナウイルス感染の可能性が高い症状がある場合

学生（本人）の場合は、症状の出た日から欠席し、

- 医療機関を受診できる場合は（PCR検査を受け陰性であった場合も含む）、登校再開の目安について医師に確認の上、医師から指示のあった日、かつ、解熱剤を含む症状を緩和させる薬を服用しなくなって、発熱や風邪症状の消失から3日間（72時間）を過ぎた日のいずれか遅い日から対面授業に出席してください。
- 医療機関を受診できない場合は、発症日を含めて9日を経過した日、かつ、解熱剤を含む症状を緩和させる薬を服用しなくなって、発熱や風邪症状の消失から3日間（72時間）を過ぎた日のいずれか遅い日から対面授業に出席してください。

同居者の場合は、症状の出た日から欠席し、

- 同居者に症状が見られなくなった翌日から対面授業に出席してください。